

国民年金

特例納付制度の活用を

国民年金保険料の特例納付制度が、七月一日から始まりました。

これは、国民年金に当然加入しなければならないのに加入していないかつたり、加入はしていてもいろいろな事情で保険料を納め忘れていたため、時効となって納めることができなくなつた期間の保険料について、特別に納めることができます。この制度です。

【納めることのできる人は……】明治四十四年四月三日以降に生まれた人で、国民年金の強制被保險者期間中の保険料に未納期間のある人が納めることができます。

ただし、強制加入の対象となる人でまだ加入していない人は、すぐ加入し納められることとなります。

ただし、国民年金の老齢年金や通算老齢年金を受けている人は納めることができません。

【保険料の額は……】未納期間(一月につき四千円)と多少割高になっています。

【取り扱い期間と納付の方法は……】昭和五十三年七月一日から五年六月三十日までの二年間に未納期間の保険料を分割でも一括でも納めることができます。

ただし、六十五歳以上の人人が分割して保険料を納めるときは、未納期間全部について納めることができます。ない場合がありますので、特に注意してください。

【特例納付制度】は以上のとおりです。

現在「無年金者」といわれる人々は、この機会にこの制度を活用され年金を受ける権利を得られますようおすすめします。また、無年金者となつていない人も、より多くの年金を受けたため、この制度を活用して未納期間の保険料を納められるようおすすめします。

なお、この特例納付についてくわしく知りたい人は、市民課年金係でおたずねください。

心身障害者の医療費助成

7月1日から範囲が拡大

このほど、心身障害者に対する医療費助成の範囲が拡大され、今後七月一日から、次の人たちの医療費がすべて（歯科は除く）無料になります。

対象者は、身体障害者一級該当者で十八歳から六十四歳までの方と、重度精神薄弱と判定された十八歳から六十四歳まで知能指数がおおむね三十五以下の方です。

この改正は、これまで前記の方

になります。

この改正は、これまで前記の方